

△招 集

川越地区消防組合告示第六号

平成二十七年川越地区消防組合議会第三回臨時会を次のとおり招集する。

平成二十七年六月二十五日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十七年七月二日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

(一) 消防ポンプ自動車の取得について

△会 期

平成二十七年七月二日 一 日 間



△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、  
地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

荻窪 利 充 議員

吉 野 郁 恵 議員 を指名する。

三、日程第五については、提出案を議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、  
採決の順序により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。  
以上をもって第三回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十七年七月二日(第一日)午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の  
報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 議案第六号 消防ポンプ自動車の取得について

△議場に出席した議員(二二人)

- 第二番 山田 敏夫 議員 第三番 爲水 順二 議員
- 第四番 片野 広隆 議員 第五番 荻窪 利充 議員
- 第六番 吉野 郁恵 議員 第七番 桐野 忠 議員
- 第八番 中原 秀文 議員 第九番 柿田 有一 議員

平成二十七年川越地区消防組合議会第三回臨時会会議録

- 第一〇番 高橋 剛 議員 第一一番 近藤 芳宏 議員
- 第二番 川口 啓介 議員 第三番 小林 薫 議員

△欠席議員(一人)

第一番 小高 春雄 議員

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- |          |        |
|----------|--------|
| 管理者      | 川合 善明  |
| 副管理者     | 飯島 和夫  |
| 〃        | 風間 清司  |
| 会計管理者    | 松田 裕二  |
| 消防局長     | 斉木 利之  |
| 次長       | 柴崎 正治  |
| 〃        | 高野 春雄  |
| 〃        | 木村 圭夫  |
| 川越北消防署長  | 吉田 利政  |
| 川越中央消防署長 | 岸 康弘   |
| 川越西消防署長  | 比留間 富雄 |
| 川島消防署長   | 島村 宏   |
| 総務課長     | 澤田 英司  |
| 予防課長     | 笛木 清   |
| 警防課長     | 島村 昭仁  |
| 救急課長     | 吉田 和広  |
| 指揮統制課長   | 谷島 忠雄  |

△議場に出席した職員

書記長 佐藤 美智子  
書記 長谷 正昭  
〃 西村 政徳  
〃 大森 康孝

△開 会（午後一時四十分）

○片野広隆議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十七年七月二日開会の川越地区消防組合議会第三回臨時会の議会は成立しております。  
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○片野広隆議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○片野広隆議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（西村政徳書記 朗読）

川消総発第四七〇号

平成二十七年七月二日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明  
議案の提出について（通知）

平成二十七年本組合議会第三回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 消防ポンプ自動車の取得について

○片野広隆議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○片野広隆議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第一七号

平成二十七年六月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、七月二日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第四四一号

平成二十七年七月二日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十七年本組合議会第三回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者	川合善明
副管理者	飯島和夫
〃	風間清司
会計管理者	松田裕二
消防局長	斉木利之
次 長	柴崎正治
〃	高野春雄
〃	木村圭夫
川越北消防署長	吉田利政
川越中央消防署長	岸康弘
川越西消防署長	比留間富雄
川島消防署長	島村宏
総務課長	澤田英司
予防課長	笛木清
警防課長	島村昭仁
救急課長	吉田和広
指揮統制課長	谷島忠雄

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○片野広隆議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

- 荻窪利充 議員
- 吉野郁恵 議員

以上二名の方を指名いたします。

△日程第 五 議案第 六号 消防ポンプ自動車の取得について

○片野広隆議長 日程第五、議案第六号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第六号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十七年七月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

- 一 取得する財産 消防ポンプ自動車 二台
- 二 契約の方法 指名競争入札
- 三 取得の金額 金七千九百五十六千円
- 四 契約の相手方 狭山市新狭山一丁目五番地の十八  
東京日野自動車株式会社新狭山支店  
支店長 浅井光治

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（斉木利之消防局長登壇）

○斉木利之消防局長 ただいま上程となりました議案第六号 消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越北消防署南古谷分署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車及

び消防ポンプ自動車につきましては、水槽付消防ポンプ自動車は平成十三年三月十六日に購入し、十四年三カ月が経過、また、消防ポンプ自動車は平成十三年二月九日に購入し、十四年四カ月が経過しており、いずれも著しく老朽化しておりますことから、今回、更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百六十ミリメートル、全幅一千九百二十ミリメートル、全高二千九百ミリメートル、総排気量四千九〇〇、乗車定員は五人でございます。

主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに六百リットルの小型水槽、圧縮空気泡消火装置、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻き取り装置を装備した車両でございます。

契約の方法でございますが、平成二十七年五月二十一日、六業者による指名競争入札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社新狭山支店と消費税等を含め、七千九百五万六千円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△「消防庁舎及び訓練施設等に関する事について」審議方動議の提出について

○片野広隆議長 お諮りいたします。

提出者、桐野忠議員、賛成者、山田敏夫議員ほか九人の議員より、「消防庁舎及び訓練施設等に関する事について」審議方動議が提出されました。

所定の手続は整っております。よって、「消防庁舎及び訓練施設等に関する事について」を日程第六に日程追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、「消防庁舎及び訓練施設等に関する事について」を日程第六に日程追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程追加

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○片野広隆議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

「消防庁舎及び訓練施設等に関する事について」審議方動議の提出について

左記事項について、委員十一人による「消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会」を設置し審議されたく、ここに所定の賛成者を得て動議として提出いたします。

平成二十七年七月二日提出

提出者 川越地区消防組合議員 桐野 忠  
賛成者 同 山田 敏夫

同	爲水順二
同	荻窪利充
同	吉野郁恵
同	中原秀文
同	柿田有一
同	高橋剛
同	近藤芳宏
同	川口啓介
同	小林薫

記

付議事件

消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

- 一、消防庁舎の整備に関する事
- 二、訓練施設等の整備に関する事
- 三、その他

△提案理由の説明（桐野忠議員）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（桐野忠議員登壇）

○桐野忠議員 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について、提案理由の説明を申し上げます。

防災拠点である消防局、川越北消防署庁舎につきましては、昭和四十九年十一月に施工され、四十一年が経過し、老朽化、狭隘化が進んでおり、消防庁舎の整備が早急に必要であると思われまます。

また、複雑多様化する災害に対し、消防職員、消防団員、そして住民が充実した訓練を行うことができる施設の整備、さらには備蓄の充実を図るなど、訓練施設等

の整備も同時に必要であると思われまます。

このことから、さまざまな課題を検討するため、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会を設置し、審査しようとするものです。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。本件につき御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めまます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する事についての審査に当たっては、十一人の委員をもって構成する消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思ひまます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めまます。よって、本件は十一人の委員をもって構成する消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

○片野広隆議長 ただいま設置されました消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任については、選任第一号として川越地区消防組合議会特別委員会条例第二条の規定によりその例によることとされる川越市議会委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名いたします。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員は配布しておきました名簿のとおり指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、議長の指名どおり選任することに決定いたしました。

選任第一号

川越地区消防組合議会消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任について

川越地区消防組合議会特別委員会条例第二条の規定によりその例によることとされる川越市議会委員会条例第八条第一項の規定により、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員十一人の指名を行う。

平成二十七年七月二日提出

提出者 川越地区消防組合議会議長 片野 広 隆  
消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員

山 田 敏 夫 議員	爲 水 順 二 議員
荻 窪 利 充 議員	吉 野 郁 恵 議員
桐 野 忠 議員	中 原 秀 文 議員
柿 田 有 一 議員	高 橋 剛 議員
近 藤 芳 宏 議員	川 口 啓 介 議員
小 林 薫 議員	

○片野広隆議長 暫時休憩いたします。

午後一時四十八分 休憩

午後二時十八分 再開

○片野広隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
御報告申し上げます。

休憩の間に消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会が開催され、正副委員長  
の互選が行われましたので、その結果について御報告いたします。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員長に柿田有一議員、副委員長に  
爲水順二議員が選出されました。

以上で報告を終わります。

△特定事件の継続審査

○片野広隆議長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員長から、特定事件  
について閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありましたので、本特別委員会に  
付議されております特定事件につきましては、閉会中の継続審査としたいと思  
いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、消防庁舎及び訓練施設等に関する  
特別委員会に付議されております特定事件につきましては、閉会中の継続審査事項  
と決定いたしました。

△閉 会

○片野広隆議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回臨時会の議事全部を終わ  
りました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後二時二十分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

日程第三

議案提出書を公表した。  
地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 議案第六号

消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第六

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

調査決定

選任第一号

川越地区消防組合議会消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任について

議長の指名のとおり決定した。

特定事件の継続審査

閉会中の継続審査事項と決定した。